

7. 復興交付金（3章）

■ 課題・経緯

■ 制度概要

- 東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月東日本大震災復興対策本部決定）において「地方公共団体が、自ら策定する復興プランの下、復興に必要な各種施策が展開できる、使い勝手のよい自由度の高い交付金を創設する」とされたことを踏まえ、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）に基づく制度として創設。
- 必要な事業の一括化、一つの事業計画による申請、復興庁を窓口とした申請手続の一元化により、地方公共団体の事務負担を軽減し、簡素・迅速な手続が可能。基金の設置、資金の事業間での流用等により、弾力的な執行が可能。
- 被災地方公共団体の復興地域づくりに必要なハード事業が交付対象。5省（文科省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省）40事業を一括化。

■ 交付金の「自由度」についての改善意見に対応

○ 効果促進事業の一括配分の創設（平成24年5月）

- 基幹事業の配分額の20%を一括配分し、一定の事業については交付申請及び交付決定を要さず、交付担当省庁への用途内訳書の提出により事業実施可能。

○ 「復興のステージの進展に応じた復興交付金の活用促進の方針」の公表（平成26年11月）

- 効果促進事業一括配分への災害公営住宅整備事業の追加、市町村による地域の住民のための追悼・祈念施設の整備について、規模など適切な計画であることを確認した上で復興交付金で支援、防集移転元地を活かした地域資源活用型復興の推進 等

■ 実績

- 102市町村に全29回の配分を行っており、配分額の合計は3兆3,284億円（事業費4兆1,695億円）
- 基幹事業では約3兆6,745億円、効果促進事業では5,018億円の事業費を計上。



いちご団地(宮城県亶理町)



釜石鵜住居復興スタジアム(用地造成:岩手県釜石市)

■ 主な評価・教訓

- 基幹事業の要件に当てはまらない取組も効果促進事業の弾力的な運用により対応でき効果的だった。
- 復興庁においても計画内容等の精査を行い、事業規模の適正化や絞り込みを促す効果があった。
- 地方負担がゼロだったために事業が過大になったとの指摘がある。
- 自治体の裁量をある程度認めた財源措置の拡大が必要であるとの被災自治体からの意見もみられた。
- 復興交付金の採択に向けては、復興庁への一括申請に加え、各省庁と協議が必要だったことにより事務負担が増大したという被災自治体からの意見もみられた。
- 今後の災害発生時に向けて、交付金の用途等について国が方針を定める範囲と自治体の裁量により柔軟に対応可能な範囲をあらかじめ議論しておくべきという指摘がある。